# AMSカード会員規約

#### 第1章 総則

#### 第1条 (規約の適用)

オート・マネージメント・サービス株式会社(以下「当社」という。)は、この AMS カード会員規約(以下「本規約」という。)に基づき会員と AMS カード取引を行うものとします。

- 2. 本規約は、会員及び会員の役職員に適用されるものとします。
- 3. 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。
- 4. 当社は、会員が希望し、当社が認める場合、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約を定めることができるものとします。特約を定めた場合、当該特約が本規約に優先して適用されるものとします。

## 第2条 (規約の変更)

当社は、本規約を必要に応じて変更できるものとし、本規約の変更については、合理的な予告期間をおいて、変更後の本規約の内容及び変更後の本規約の効力発効日を下記ホームページに掲載する方法又は当社所定の方法により実施するものとします。当該効力発効日以降、会員が何らの異議も申立てずAMSカードを利用した場合、会員が変更後の本規約を承諾したものとみなします。なお、会員が本規約の変更について当社に何らかの異議を申し立てた場合、AMSカード会員契約を解約する意思表示を行ったものとみなし、第5条に基づき解約手続を行うものとします。この場合、解約手続完了までの間は、改定前の本規約を引き続き適用するものとします。

記

https://www.orix.co.jp/auto/customer.html

# 第3条 (定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- ① 「AMS カード」とは、AMS カード取引を行うにあたり必要となる当社が発行するカードをいう。
- ② 「AMS カード会員契約」とは、第4条の手続きにより成立する、当社と AMS カード会員 との間における AMS カード取引に係る契約をいう。
- ③ 「AMS カード取引」とは、会員又は会員の役職員が AMS カードを SS において提示し、又 は本条第8号において定義する対象駐車場において、第15条第1項に定める方法で駐車料金を支払うことで利用できる以下表(a)に定める形態において行う、同表(b)に定める取引をいう。
  - (a) 取引形態

古坛形古	当社を売主、会員を買主とする売買取引
直接販売	ヨ仏を冗土、云貝を貝土とりの冗貝取り

委託販売	当社が元売会社から本商品及び本役務の販売に係る業務の
	委託を受け、元売会社の代理人として、元売会社を売主、会
	員を買主とする本商品及び本役務の売買を行う取引(請求書
	(第 16 条第 1 項において定義する。)においては「販売委
	託」と表示される。)
立替払	元売会社若しくは SS を売主、会員を買主とする売買取引、
	又は駐車場運営会社と会員との駐車場取引に基づき、会員が
	負担する利用代金債務相当額を、当社が会員に代わって元売
	会社若しくは SS 又は駐車場運営会社に立替払を行う取引

#### (b) 取引種別

ガソリン給油取引	レギュラー・ガソリン、ハイオクタン・ガソリンの給油に係
	る取引
軽油給油取引	軽油の給油に係る取引
洗車取引	洗車サービスに係る取引
駐車場取引	駐車場時間貸しサービスに係る取引

④ 「SS」とは、元売会社の商標を掲示し、且つ元売会社の指定する販売情報管理システム を導入しているサービスステーションのうち、当社が当社所定の方法で AMS カード取引 の対象として明示した以下のサービスステーションをいう。

一般 SS	SS のうち、高速 SS に該当しない SS	
高速 SS	高速道路のサービスエリア及びパーキングエリアに所在す	
	る SS	
洗車取扱 SS	一般 SS 又は高速 SS のうち、洗車取引を行う SS	

- ⑤ 「会員」とは、当社と AMS カード会員契約を締結した法人をいう。
- ⑥ 「総合管理者」とは、会員の一切の権限を付与された会員の役職員をいう。
- ⑦ 「指標単価」とは、経済産業省 資源エネルギー庁の指定する者が前月第1週目から第3週目に公表したレギュラー・ガソリン、軽油の「給油所小売価格調査」の全国平均価格から消費税・地方消費税を控除(小数点以下第二位を四捨五入)し算出した3週間の平均価格(小数点以下第二位を繰り上げ)をいう。
- ⑧ 「駐車場運営会社」とは、当社が別途指定する特定の時間貸し駐車場(以下「対象駐車場」という。)の運営会社をいう。
- ⑨ 「適用単価」とは、入会承諾書で定めた一般 SS で行われたガソリン給油取引又は軽油給油取引に適用される単価をいう。
- ⑩ 「本役務」とは、洗車サービス、駐車場時間貸しサービスを個別に又は総称していう。
- ① 「本商品」とは、レギュラー・ガソリン、ハイオクタン・ガソリン、軽油を個別に又は 総称していう。
- ② 「元売会社」とは、当社が別途指定する石油元売会社をいう。
- ⑩ 「利用代金債務」とは、AMS カード取引において、会員が当社に対して支払義務を負担

する金銭債務をいう。

## 第4条 (AMS カード会員契約締結手続)

AMS カード取引を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、本規約を承諾のうえ、当社所定の入会申込書(以下「入会申込書」という。)を当社に差し入れるものとします。

- 2. 当社は、入会申込書の受領後速やかに、入会希望者について当社所定の審査を行うものとし、 当社が入会を認めた場合、当社は、入会希望者に対し、本商品の取引条件等を記載した入会 承諾書(以下「入会承諾書」という。)を送付するものとします。
- 3. 入会承諾書に記載された入会承諾日(以下「入会日」という。)をもって当社と入会希望者と の間で、AMS カード会員契約が成立するものとします。
- 4. 入会希望者は、入会日より会員資格を取得し、会員としての権利、義務の一切を有し又は負担するものとします。
- 5. 会員は第1項に定める入会申込時に、総合管理者を当社に届け出るものとします。
- 6. 第1項及び第2項に定める手続きについて、当社が別途電磁的方法を指定した場合、第1項 及び第2項の定めにかかわらず、当社所定の方法により手続きを行うものとします。

#### 第5条 (解約)

会員は、AMS カード会員契約の解約を希望する場合、当社所定の書式により当社に届け出る ものとし、当社が所定の手続きを完了した日をもって会員資格を喪失するものとします。

2. 前項に定める手続きについて、前条第6項の規定を準用するものとします。

#### 第2章 AMS カード

# 第6条 (AMS カードの発行)

会員は、入会日以降に、当社所定の手続に従い、AMS カード取引の対象となる自動車(以下「対象車両」という。)又は会員の役職員(以下「対象利用者」という。)を識別するための符号を登録するものとします。

2. 当社は、前項の登録完了後、対象車両又は対象利用者を識別する符号毎に、それらに対応する情報、有効期限及び当社の定めるカード番号を付した AMS カードを発行するものとします。

#### 第7条 (AMS カードの使用)

当社は AMS カードの所有者であり、AMS カードの有効期間中これを会員に貸与するものとします。会員は、本規約の規定及び当社の指示に従い AMS カードを使用するものとします。

- 2. 会員は、AMS カードの使用にあたり、以下の事項を確約します。
  - ① 会員の役職員を除き、会員以外の第三者に転貸、譲渡及び担保提供等を行ってはならないこと。
  - ② 善良なる管理者の注意をもって使用し、保管すること。
  - ③ 本規約に定める AMS カードの使用方法、使用条件等を会員の役職員に周知し、適正に使用及び保管をするよう指導すること。

- ④ AMS カードに磁気不良、破損、汚損等(以下「毀損」という。)が発生した場合、この旨を遅滞なく当社に通知し、当社の指示に従い、使用不能になった AMS カードは直ちに会員の責任と負担において裁断処理等の方法で使用できない状態にして処分すること。
- ⑤ AMS カードの使用は、会員の営業の用途に限るものとし、換金目的その他会員の営業以外の用途を目的として AMS カードを使用しないこと。

#### 第8条 (AMS カードの紛失、盗難等)

会員は、AMS カードの紛失、滅失、詐取、横領、盗難等(以下「盗難等」という。)に起因する第三者の不正使用による利用代金債務その他、会員及び当社に生じた損害を全て負担します。

- 2. 会員は、AMS カードが盗難等にあった場合、直ちに、その旨を当社に連絡のうえ、最寄警察署 に届け出るとともに当社所定の届出書(電磁的方法を含む。)を当社に提出するものとします。
- 3. 会員が前項所定の手続を行った場合、AMS カード 1 枚あたり金 30 万円を上限として、会員及 び当社に生じた損害額の負担を免除されるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当 する場合は、この限りではなく、会員は、損害額全額を負担します。
  - ① 会員又は会員の役職員の故意又は過失によって、AMS カードの盗難等が生じた場合
  - ② 会員又は会員の役職員その他会員が対象車両の使用を許諾した者が AMS カードを不正使 用した場合
  - ③ 会員又は会員の役職員が本規約に違反したことに起因して、AMS カードの盗難等が生じた場合
  - ④ 第25条に定める不可抗力事由に該当する事象において、AMSカードの盗難等が生じた場合
  - ⑤ AMS カードの盗難等の届出を当社が受理した日より遡って 61 日目以前又は受理日より 61 日目以降に生じた損害の場合
  - ⑥ 会員が AMS カードの盗難等に関し、当社又は当社が指定する者が行う被害状況の調査に協力せず、又は損害防止若しくは損害軽減のための努力を怠った場合
  - ⑦ 会員が、AMS カードの盗難等の事実を認識した後、第 2 項に基づく当社への連絡を遅滞 又は警察への届出を遅滞した場合

## 第9条 (AMS カードの再発行)

会員は、AMS カードが盗難若しくは毀損等した場合、又は AMS カードの記載事項等の変更を希望する場合、当社に AMS カードの再発行を依頼することができます。当社は、当該依頼が適切であり再発行が必要であると判断した場合には、新たに AMS カードを再発行します。なお、この場合、当該 AMS カードは第7条第2項第4号の規定に従い処理するものとします。

2. 会員は、前項に基づく AMS カードの再発行に係る手数料として、当社所定の AMS カード再発 行手数料を当社に支払うものとします。

#### 第10条 (AMS カードの有効期間)

AMS カードの有効期間は、次の各号に基づき定めるものとします。なお、AMS カードには有効

期間の満了日が属する月が表示されるものとします。

- ① 対象車両がリース車両の場合(貸渡人がオリックス自動車株式会社の場合をいう。以下同じ。)、当該対象車両に係るリース契約において定めるリース期間満了日の属する月の末日又は当社が指定した日。
- ② 第1号以外の場合であって、当社所定の方法により、会員が指定し、当社が承諾した月 (カードの発行日が属する月から起算して96か月を上限とする。)の末日。
- ③ 第1号以外の場合であって、会員が有効期限について前号の指定を行わない場合、当社の定める区分に応じて、カードの発行日が属する月から起算して60か月後又は84か月後の月の末日。
- 2. 当社は、会員に対し、AMS カードの有効期間満了の 1 か月前までに AMS カードの有効期間更新の案内を通知(以下「更新案内」という。) するものとし、会員は、AMS カードの有効期間更新を希望する場合、当社の指定する期日までに当社所定の方法によりこの旨を届け出るものとします。
- 3. 当社は、前項の定めにかかわらず、使用状況が適当でないと判断した AMS カードについて、 更新案内を行わず、当社の裁量により当該 AMS カードの有効期間の更新を行わない場合があ り、会員はこれを予め承諾するものとします。
- 4. 対象車両が第1項第1号に規定するリース車両の場合、更新案内を行わず、対象車両について再リース契約が締結された場合、AMS カードの有効期間更新を希望する旨、届出を行ったものとして取扱います。
- 5. 会員は、有効期間満了後の AMS カードを、会員の責任と負担において裁断処理等の方法で使用できない状態にして処分するものとします。
- 6. 第1項の規定にかかわらず、AMS カードの有効期間中であっても以下各号の一つにでも該当した場合、当該事由の発生日をもって、当社が会員に貸与した全ての AMS カードの有効期間が自動的に終了するものとし、会員は、当該 AMS カードを前項の定めに従い処分するものとします。
  - ① 第1項第1号の場合において当該リース契約が、中途解約等された場合
  - ② 会員が対象車両の使用の権原を喪失(喪失事由の如何を問わない。)した場合
  - ③ 対象車両の滅失・抹消登録等により対象車両を運行の用に供することができなくなった 場合
- 7. 事由の如何を問わず、会員又は会員の役職員が AMS カードの有効期間満了後に当該 AMS カードを使用した場合は、会員は、当該 AMS カードの使用に基づく利用代金債務について、全て自己の責任と費用によって処理するものとし、それにより被った当社の損害を直ちに賠償します。なお、会員は、有効期間満了前までに行われた AMS カード取引に係る代金については、第 16 条及び第 17 条に従い支払うものとします。

第3章 AMSカード取引

第11条 (取引形態・取引種別)

当社は、AMS カード取引における元売会社別の取引形態及び取引種別について当社所定の方法で会員に通知するものとします。

2. 当社は、AMS カード取引の取引形態及び取引種別について、元売会社との取り決めに応じて 当社の裁量により変更できるものとします。なお、取引形態及び取引種別を変更する場合は、 第2条の規定を準用し、会員に通知するものとします。

## 第12条 (給油取引)

会員は、AMS カード取引のうちガソリン給油取引又は軽油給油取引を行う場合、SS において、 会員又は会員の役職員が AMS カードを提示のうえ、希望する本商品を選択し、給油を受ける ものとします。

2. ガソリン給油取引又は軽油給油取引における取引形態は以下のとおりとします。

取引種別	SS の種別	取引形態
ガソリン給油取引	一般 SS	直接販売
	高速 SS	直接販売又は委託販売
軽油給油取引	一般 SS	委託販売
	高速 SS	委託販売

- 3. ガソリン給油取引又は軽油給油取引のうち取引形態が(i)直接販売の場合、SS において給油を受けた時点で、当社を売主、会員を買主とする本商品の売買契約が成立し、(ii)委託販売の場合、元売会社を売主、当社を売主の代理人、会員を買主とする本商品の売買契約が成立するものとします。
- 4. 会員又は会員の役職員がガソリン給油取引又は軽油給油取引を行った場合、会員は、給油完 了後直ちに、「お客様名」「商品名」「販売日時」「販売数量」等が記載された SS 発行のレシー ト又は領収書等の納品書(以下「納品書」という。)を受領し又は、会員の役職員をして受領 するものとします。会員は、納品書受領後、会員が直接又は会員の役職員をして当該納品書 の記載内容を確認し、誤りがあった場合は、直ちに当該 SS において、当該 SS に申し出を行 い、これを訂正させるものとします。

## 第13条 (給油料金)

ガソリン給油取引又は軽油給油取引における給油料金の単価(以下「給油単価」という。)は、以下表のとおりとします。なお、沖縄県内の一般 SS においてガソリン給油取引又は軽油給油取引を行った場合、給油単価は、適用単価から「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(昭和 46 年法律第 129 号)に基づく揮発油税の軽減措置に係る減額分を控除した金額とします。

取引種別	SS の種別	給油単価
ガソリン給油取引	一般 SS	適用単価
	高速 SS	SS が定める単価
軽油給油取引	一般 SS	適用単価
	高速 SS	SS が定める単価

- 2. 入会日が属する月の給油単価は、入会承諾書において定めるものとし、入会日の属する月の 翌月1日以降の給油単価は、当社所定の方法により会員に通知するものとします。
- 3. 前項にかかわらず、市場相場や経済情勢の著しい変化、公租公課その他経費負担の増加、会員の使用状況から、当社が給油単価の見直しを要すると判断した場合、当社は、予め実施期日を定めたうえで、当社所定の方法により、改定後の給油単価を会員に通知するものとします。
- 4. 前項による当社の通知後、実施期日までに会員が当社に対し何ら異議を申し立てず、実施期日以降、会員が AMS カードを使用してガソリン給油取引又は軽油給油取引を行ったときは、会員が、当該給油単価を承認したものとみなします。
- 5. 第2項及び第3項に基づく給油単価の変更について、会員が承諾しない旨の意思表示を行った場合、会員は、第5条の定めに従い、AMS カード会員契約の解約手続きを行うものとします。

#### 第14条 (洗車取引)

会員は、当社の承諾のもと、AMS カード取引のうち洗車取引を行う場合、SS において、会員 又は会員の役職員が AMS カードを提示のうえ、本役務(本条においては洗車サービスをいう。 以下同じ。)の提供を受けるものとします。なお、洗車取引の単価は、SS が定める単価としま す。

2. 洗車取引における取引形態は以下のとおりとします。

SS の種別	取引形態
一般 SS	委託販売又は立替払
高速 SS	委託販売

- 3. 洗車販売のうち取引形態が (i)委託販売の場合、SS において本役務の提供を受けた時点で、 元売会社を売主、当社を売主の代理人、会員を買主とする本役務の売買契約が成立し、(ii) 立替払の場合、元売会社又は SS を売主、会員を買主とする本商品の売買契約、及び当該契約 に基づく利用代金債務相当額を当社が立替えることを内容とする契約が当社と会員との間で 成立するものとします。
- 4. 会員又は会員の役職員が洗車取引を行った場合、会員は、本役務の提供完了後直ちに、「お客様名」「商品名」「販売日時」「販売数量」等が記載された SS 発行のレシート又は領収書等の納品書(以下「納品書」という。)を受領し、又は会員の役職員をして受領するものとします。会員は納品書受領後、会員が直接、又は会員の役職員をして当該納品書の記載内容を確認し、誤りがあった場合は、直ちに当該 SS において、当該 SS に申し出を行い、これを訂正させるものとします。

# 第15条 (駐車場取引)

会員が、AMS カード取引のうち駐車場取引を行う場合、会員又は会員の役職員は、対象駐車場において駐車料金の支払いの際に、AMS カードを使用して駐車場運営会社所定の方法で精算

処理を行うものとします。当該精算機において支払いが承認された時点で、当該駐車料金について、当社と会員との間で、立替払に係る契約が成立するものとします。

- 2. 会員又は会員の役職員が駐車場取引を行った場合、会員は、自ら又は会員の役職員をして、キャッシュレス対応自動精算機より出力される「カード番号」、「対象駐車場の名称、又は所在地」、「入庫、出庫時刻」、「駐車時間」、「駐車料」等が記載されたレシート又は領収書等の利用明細書等(名称の如何を問わない。以下「明細書」という。)を受領するものとします。会員は、明細書受領後、会員が直接又は会員の役職員をして当該明細書の記載内容を確認し、誤りがあった場合、直ちに駐車場運営会社に申し出を行い、これを訂正させるものとします。
- 3. 駐車場取引における駐車料金は、駐車場運営会社が定める料金とします。

# 第16条 (利用代金債務の請求)

当社は、会員に対し、毎月末日までに、前月1日から末日までに行われた AMS カード取引に係る利用代金債務について、請求書(書面又は電磁的記録を送付する方法、その他当社所定の方法で発行するものをいい、以下「請求書」という。)を、会員の住所若しくは所在地(第4条第1項に基づき会員が当社に届け出た住所又は所在地をいい、第21条に基づき変更した場合は変更後の住所又は所在地をいう。)又は会員が当社所定の方法により届け出て、当社が承諾した送付先(以下本条及び第21条において「請求書送付先」という。)に送付する方法、又は当社が別途指定する方法により請求するものとします。

- 2. 当社は、前項の定めにかかわらず、SS、駐車場運営会社又は当社における前月末日の締め処理後に会員又は会員の役職員が AMS カード取引をした場合等により生ずることとなる、一部の利用代金債務について、翌月以降に請求書送付先に請求書を送付する方法で請求するものとし、会員は、これを異議なく承諾するものとします。
- 3. AMS カード取引において会員又は会員の役職員が SS から受領した納品書又は明細書に誤りがあり、会員又は会員の役職員が訂正の申し出を行わなかった場合、納品書又は明細書に従い、利用代金債務相当額を支払うものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとします。
- 4. 前項の定めにかかわらず、納品書又は明細書に従った請求に誤りがあったことが確認され、 当社と、元売会社、SS 又は駐車場運営会社との間で、訂正後の条件により精算を行った場合、 当社と会員との間において、会員が支払い済みの利用代金債務の過不足を精算するものとし ます。
- 5. AMS カード取引に関して疑義がある場合、当社、元売会社、SS 又は駐車場運営会社と会員との間で解決を図るものとし、かかる疑義は、当社に対する利用代金債務の支払拒絶の理由とはなりません。
- 6. 会員が請求書送付先の変更を希望する場合であっても、当社所定の期日までに第 21 条に基づく請求書送付先変更の届出がない場合(当該期日までに請求書送付先変更の届出がなされたが届出に係る書類に不備があり、当該期日までに不備が解消されない場合を含む。)、当社は変更前の請求書送付先に請求書を送付するものとし、会員は、予めこれを承諾します。

## 第17条 (支払方法等)

会員は、請求書に記載された利用代金債務について、甲、乙が合意した各月の口座振替日を もって、会員の指定する銀行預金口座からの口座振替の方法により支払います。但し、会員 は、当社が承諾した場合、口座振替以外の方法で支払うことができるものとします。

- 2. 前項但書により、会員が利用代金債務を口座振替以外の支払方法で支払う場合、当該支払い に要する費用(金融機関等所定の手数料等及び消費税、地方消費税その他公租公課をいうが これに限らない。)は、会員において負担するものとします。
- 3. 会員は、第1項の利用代金債務その他本規約による債務の全額に足りない弁済をしたときは、 その弁済金について当社の定める順序及び方法により充当されても異議がないものとします。
- 4. 会員は、当社が口座振替に関する一切の業務を第三者に委託することを予め承諾します。

#### 第4章 一般条項

# 第18条 (機密保持)

本規約において秘密情報とは、AMS カード取引に関連し、会員が知り得た当社に関する情報、 資料(その複写物及び原本資料をもとに作成した資料を含む。)等全ての情報をいうものとし ます。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、秘密情報に該当しません。

- ① 当社から開示された時点で、既に公知となっていたもの。
- ② 当社から開示された後で、会員の責に帰すべき事由によらず公知となったもの。
- ③ 当社から開示された時点で、既に会員が保有していたもの。
- ④ 正当な権限を有する第三者から会員に開示されたもの。
- ⑤ 会員が独自に開発したもの。
- 2. 会員は、当社から入手した秘密情報について厳に秘密を保持し、これを AMS カード取引に必要な範囲においてのみ使用するものとし、AMS カード取引において秘密情報を知る必要性が真にある自らの取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士又は公認会計士等法令上の守秘義務を負う専門家に開示する場合を除き、当社の事前の承諾なくして第三者にこれを開示、漏洩してはならないものとします。
- 3. 法令や政府機関又は金融商品取引所(あるいは日本証券業協会)の規則等に基づき、政府機関又は裁判所等から秘密情報の開示を要請された場合、会員は、これに応じることができるものとします。但し、会員は、上記法令又は規則等により禁止される場合を除き、当社が適切な措置をとれるよう、情報開示前又は開示後遅滞なく当社に通知しなければならないものとします。
- 4. 会員が、当社の事前の承諾を得た第三者に対して、当社から入手した秘密情報を開示する場合、会員はその第三者に対し、本規約と同等の秘密保持等の義務を課すものとします。
- 5. 会員は、当社より開示を受けた秘密情報について、当社の要求がある場合、速やかに返還又は第三者に漏洩しないよう適切な措置をとって完全に破棄又は消去するものとします。但し、 税法等の法令により秘密情報の写しを保持する必要がある場合はこの限りではありません。

# 第19条 (当社によるデータの利用)

当社は、会員又は会員の役職員の AMS カードの使用状況、その他 AMS カード取引により当社

が取得する情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) 第 2 条において定義される個人情報に該当しない情報又は特定の個人を識別することができないよう匿名化処理を加えた情報を、以下の目的で、継続的に使用又は以下の提供先に提供することができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

#### 利用目的

- ・AMS カード取引の改善、充実のため。
- ・当社及び当社の関係会社(オリックス株式会社及びオリックス自動車株式会社並びに それらの関係会社を含む。以下、本条において同じ。)による債権、資産の状態、リス クの掌握等経営上必要な各種の管理を行うため。
- ・当社及び当社の関係会社によるマーケティング分析を行うため。
- ・当社及び当社の関係会社並びに当社の提携先及び当社の関係会社の提携先が提供する 商品・サービスの改善、充実のため。
- ・当社及び当社の関係会社並びに当社の提携先及び当社の関係会社の提携先の新商品・ 新サービスの検討、開発、実施のため。
- ・AMSカード取引に係る安全管理の取組、実施のため。

#### ② 提供先

- ・ 当社の関係会社
- ・ 当社の提携先
- ・ 当社の関係会社の提携先

#### 第20条 (通知)

当社は、AMS カード取引に関する一切の連絡及び通知等を、当社所定の方法(書面を郵送する方法又は電磁的記録を電子メール等で送信する方法を含むがこれに限らない。)で総合管理者に対して行うものとし、これにより会員に連絡及び通知等をしたものとみなします。

- 2. 会員が、総合管理者を変更した場合であって、次条に定める届出を行わなかったとき又は遅滞したときは、当社が前項の定めに基づき行った連絡及び通知等は、それぞれ通常到達すべきときに総合管理者に到達したものとします。
- 3. 前項に定める場合で、当社からの連絡、通知、請求等が実際に総合管理者に到達しなかった とき又は延着したときに、会員又は会員の役職員に不利益が生じても、当社は一切責任を負 わないものとします。
- 4. 総合管理者が当社に対し、連絡及び通知等をした場合、会員がこれをしたものとみなします。

#### 第21条 (変更の届出)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに変更内容を、当社所定の方法(電磁的方法を含む。)により届け出るものとします。

- ① 会員の住所若しくは所在地、商号若しくは屋号又は代表者若しくは事業主の変更、その他会員に係る届出事項の変更
- ② 請求書送付先の名称、住所又は所在地、その他請求書送付先に係る届出事項の変更

- ③ 対象自動車の車両登録番号、使用の本拠の位置、所在地、その他当社への登録事項の変 更
- ④ 総合管理者の部署名、氏名、連絡先、その他総合管理者に係る届出事項の変更
- ⑤ その他、当社が届け出を求める変更
- 2. 当社は前項による変更の届出にあたり、当社が必要と判断した場合、別途契約者に対し、当 社が指定する書類の提出を求めることができるものとします。この場合、会員は、速やかに 当該書類を当社に提出するものとします。
- 3. 会員は、自らに、次の各号のいずれかに該当する事由が発生し、又は発生するおそれが生じたことを認識した場合、当社に対して速やかにその旨を通知するものとします。
  - ① 会社支配権の変動
  - ② 解散、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、その他組織再編、事業譲渡及び事業の譲受け並びに組織変更
  - ③ 資本金又は資本準備金の額の減少
  - ④ 強制執行、保全処分、滞納処分又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きその他 これらに類する手続の申立て若しくはそれらの開始
  - ⑤ 営業の停止、休止又は廃止
  - ⑥ 業務停止、その他の行政処分

#### 第22条 (AMS カードの利用停止及び会員資格の取消)

会員又は会員の役職員が本規約に違反した場合、違反するおそれがあると当社が判断した場合、その他不審な場合等には、全ての AMS カード又は一部の AMS カードの利用を停止することができるものとします。

- 2. 前項の定めにかかわらず、会員又は会員の役職員が以下に掲げる事由のいずれかに該当した場合、当社は、会員に対し何ら催告することを要せず通知のみで全ての AMS カード又は一部の AMS カードの利用を停止し、又は会員資格を取り消すことができものとします。
  - ① 虚偽の申告をした場合
  - ② 本規約のいずれかに違反し、その違反が重大な違反であると当社が判断した場合
  - ③ 本規約に基づく取引以外の会員、当社間の取引、若しくは当社の関係会社と会員間の取引の一についてでも期限の利益を喪失し、又はその約定に違反した場合
  - ④ 利用代金債務等当社に対する債務の履行を怠った場合
  - ⑤ 営業の停止、取消の処分を受け、又は営業を休・廃止、若しくは解散した場合
  - ⑥ 支払いを停止し、又は手形、小切手の不渡報告(電子交換所における不渡報告を含む。)、 若しくは、電子記録債権の支払不能通知があった場合
  - ① 強制執行、保全処分、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きその他これらに類する手続開始の申立てが行われ、あるいは負債整理のため特定調停の申立て若しくは私的整理に入った場合
  - ⑧ 刑事訴追を受けた場合
  - ⑨ 営業が引続き不振であり、又は営業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断され

る場合

- ⑩ 会員(会員の役職員等会員の取引の任に当たっている者を含む。)につき、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づく本人確認ができない場合
- ① 会員が連続して 6 か月以上 AMS カードを使用せず、以降も使用の意思がないと当社が判断した場合
- ② 会員の AMS カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合
- ③ 当社及び当社従業員並びに当社の委託先(再委託先以降の委託先を含む。)及びその従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、強要、名誉棄損、侮辱、人格を否定する発言、インターネット(SNS を含むがこれに限らない。)における誹謗中傷、プライバシー侵害、その他法令に違反する行為を行った場合
- ④ 当社及び当社従業員並びに当社の委託先(再委託先以降の委託先を含む。)及びその従業員に対して、合理的な理由を欠く要求等(クレーム、謝罪や処罰の要求、利用代金債務の減額要求、特別な対応の要求等を含むがこれに限らない。)を行うこと、及び合理的な理由なく長時間拘束する行為(合理的な理由なく繰り返し問合せを行う行為を含む。)を行った場合
- ⑤ 前各号の他当社が会員として不適当と認めた場合
- 3. 前二項により当社が全ての AMS カード若しくは一部の AMS カードの利用を停止した場合、又は前項に基づき会員資格を取り消した場合であっても、会員は、既に発生した AMS カードの使用に基づく利用代金債務を含む一切の金銭債務を負担するものとします。
- 4. 前項により当社が会員資格を取り消した場合、会員は、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、当該債務を直ちに一括弁済するものとします。また、この場合、会員は、AMS カードを第10条第5項の定めに準じて処分するものとします。

#### 第23条 (損害賠償)

当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、AMS カード取引に関連して会員又は会員の役職員において直接的又は間接的に発生する損害について、一切責任を負いません。

- 2. 当社の故意又は重過失に起因して会員又は会員の役職員に損害が生じた場合、当社は通常且 つ直接の損害に限り賠償する責任を負うものとし、逸失利益、間接損害、特別損害及び附随 的損害等については、その予見可能性の有無にかかわらず賠償する責を負わないものとしま す。
- 3. 前項に基づく当社の損害賠償責任は、会員が当該損害発生の直近1か月において当社に支払った利用代金債務の累計額相当額を上限とします。
- 4. 会員又は会員の役職員が本規約に違反したことにより当社が直接又は間接に損害を被った場合、会員は当社に対し、AMS カード会員契約が終了したか否かにかかわらず、当社に生じた一切の損害、及び当該損害に対応するため当社が負担した費用(弁護士費用を含むがこれに限らない。)を賠償する義務を負うものとします。

## 第24条 (免責)

AMS カード取引又はこれに関連して会員、その他第三者に損害、トラブル等が生じた場合であっても、第8条に規定する場合を除き、当社は、会員及び当該第三者等に対して何らの責任も負わないものとし、会員又は会員の役職員が自らこれを解決するものとし、当社に対しては何らの請求もしません。

2. 本役務若しくは本商品に契約不適合がある場合、又は元売会社、SS 若しくは駐車場運営会社 が義務を履行しない場合でも、当社は、その責任を負いません。これらの場合、会員及び会 員の役職員は、元売会社、SS 若しくは駐車場運営会社等に対し直接請求を行い、これらの者 との間でこれを解決するものとし、当社に対しては何らの請求もしません。

## 第25条 (不可抗力事由に係る免責)

当社が、不可抗力の事由(天災地変、戦争、暴動、騒乱、テロ、労働争議、感染症の流行、政府機関等の公権力による行為、電話・インターネット等の電気通信事業における通信障害、その他当社が制御できない事象をいい、これらを総称して「不可抗力事由」という。)又は不可抗力事由に準じると当社が判断した事由により、AMS カード取引を行うことができなくなった場合であっても、これにより生じた損害について、会員及び会員の役職員は、当社に対してその賠償を請求することができないものとします。

### 第26条 (遅延損害金)

会員は、本規約に係る金銭債務の支払いを遅延した場合は、当該金銭債務の支払期日の翌日から完済に至るまで、当該金銭債務に対し年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第27条 (反社会的勢力等の排除)

会員は、現在及び将来にわたり、自ら及び会員の役職員が以下各号のいずれにも該当しない ことを表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これら に準ずる者(以下、これらを総称して「暴力団員等」という。)
- ② 暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- ③ 自己若しくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
- ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- ⑤ 犯罪収益移転防止法において定義される「犯罪による収益」に係る犯罪(以下「犯罪」という。)に該当する罪を犯した者
- 2. 会員は、自ら又は第三者を利用して以下各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為

- ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計、若しくは威力を用いて 相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ③ 犯罪に該当する罪に該当する行為
- ④ その他前各号に準ずる行為
- 3. 会員が前二項に違反した場合は、第22条第2項第2号に該当するものとし、これにより会員、その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は当該損害について一切責任を負いません。

#### 第28条 (取引時確認)

当社所定の期間内に犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認が完了しない場合は、当社は、AMS カード会員契約の締結を拒否し、又は AMS カードの利用を制限することができるものとします。

- 2. 会員は、自らの実質的支配者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく当社に通知するものとします。会員が個人事業者であって自らが次のいずれかに該当する場合も同様とします。
  - ① 外国政府等において重要な地位を占める者(以下「外国政府高官」という。)、若しくは 元・外国政府高官
  - ② 前号に掲げる者の家族

# 第29条 (存続条項)

第 18 条 (機密保持)、第 19 条 (当社によるデータの利用)、第 23 条 (損害賠償) から第 27 条 (反社会的勢力等の排除)まで、本条、第 30 条 (分離可能性)、第 31 条 (準拠法・合意管轄裁判所)は、AMS カード会員契約終了後も引き続き効力を有するものとします。

#### 第30条 (分離可能性)

本規約のいずれかの規定又はその一部が法令等により無効、違法又は執行不能であると判断される場合であっても、当該無効、違法又は執行不能は、いかなる意味においても本規約の他の条項並びにその解釈及び適用に何ら影響せず、当該無効、違法又は執行不能とされた部分以外の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第31条 (準拠法・合意管轄裁判所)

本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2. 本規約に関する全ての紛争については、東京地方裁判所若しくは大阪地方裁判所又は訴額の 如何にかかわらず東京簡易裁判所若しくは大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所 とします。

以上

2002. 03 改定 2004. 05 改定 2005. 03 改定

2007.03 改定 2008.03 改定 2009.02 改定 2011.05 改定 2012.05 改定 2013.04 改定 2014.10 改定 2017.11 改定 2022.04 改定 2024.10 改定

# 個人情報に関する条項

個人のお客さま(以下「お客さま」という。)につきましては、この申込またはこの契約に関し、以下の条項が適用されることをご確認およびご了承ください。

オート・マネージメント・サービス株式会社(以下「AMS」という。)は、お客さまの個人情報すべてを以下の利用目的で、利用目的の達成に必要な範囲において利用いたします。 [利用目的]

- ① 各種カードサービスの提供などの AMS の事業 (事業内容はオリックス自動車株式会社 (以下「オリックス自動車」という。) のウェブサイト
  - (<a href="https://www.orix.co.jp/auto">https://www.orix.co.jp/auto</a>) をご確認ください。) について、お客さまからのお申し込み、お客さまへの AMS からのご提案などお客さまとの商談にあたり、適切な対応を行うため。
- ② 各種カードサービスの提供などのお取引(信用供与取引)の場合の審査を行うため、ならびにお客さまのご本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
- ③ お客さまとのご契約について、AMS においてそのご契約の管理を適切に行うため。また、ご契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ④ AMS およびオリックスグループ各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスのご紹介をダイレクトメール、電子メール等によりご案内するため。
- ⑤ お客さまによりよい商品、サービスを提供するための商品・サービスの開発・改善のため。
- ⑥ お客さまによりご満足をいただくためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑦ AMS において経営上必要な各種の管理を行うため。
- ⑧ オリックスグループ各社との共同利用のため。
- 2. AMS が保有するお客さまの個人情報は、オリックスグループ各社と共同利用することがあります。共同利用における利用目的は以下のとおりです。

〔オリックスグループ各社の利用目的〕

- ① オリックスグループ各社における債権、資産の状態、リスクの掌握等経営上必要な各種の管理を行うため。
- ② お客さまによりよい商品、サービスを提供し、よりご満足をいただくためのマーケティング分析や商品・サービス開発を行うため。
- ③ オリックスグループ各社の取り扱う商品・サービス (詳細は「<u>オリックスの事業</u>」 (https://www.orix.co.jp/grp/company/about/business/index.html) をご確認ください。) のご紹介・ご提案のため。
- 3. AMS は、個人情報の取扱いについて、オリックス自動車のプライバシーポリシーを準用するものとします。この場合において、オリックス自動車のプライバシーポリシーの中で「オリックス自動車株式会社」とあるのは「オート・マネージメント・サービス株式会社」と読み替えるものとします。オリックス自動車のプライバシーポリシーは以下のホームページをご確認ください。

オリックス自動車のプライバシーポリシーはこちら:

https://www.orix.co.jp/auto/privacy.html

以上